

2020年11月14日

拡大支部・分会代表者会議

教文・教材関係資料

1 人権・「同和」教育について

1) 全国人権・同和教育研究大会新潟大会について

2020年度開催中止・延期→**2021年11月13日(土)～14日(日)、上越市開催確認**

2) 差別事案・確認会等への対応

- (1) **六日町高校事案**：研究指定校の公開授業に対して「当事者不在の内容」等の指摘
- (2) **越佐にんげん学校第4講座事案**：講座後の質疑応答で白根高校教員から「ネトウヨ」的発言
- (3) **荒川高校事案**：現実の差別と向き合った人権・「同和」教育視点の欠落。第3回確認会で村上市教委中心とした校種間連携の枠組み作りを確認
- (4) **柏崎常盤高校事案**：生徒が自虐的に差別語使用。長岡高校生ロックバンド事件、新潟大学登山部差別事件の復刻
- (5) **猿橋中学校事案**：人権・「同和」教育加配教員の位置づけの疑問
- (6) **村松高校事案**：人権・「同和」教育に関わるアンケートに差別的な内容。性別違和の問題を部落差別問題になぞらえる自虐的意識？→柏崎常盤事案と同様の構図か？(別紙1)

3) 人権・「同和」教育に関する「全教職員意識調査」結果より

(1) 県教委調査(19年10月実施)：「同和」教育離れの進行

「人権教育、同和教育を推進する上で、あなたが困っていることは何ですか」との設問に対して、「取り組もうと思うが、時間的ゆとりがない」との回答が39.1%(06年度)が48.8%へ、「指導に自信がなく、間違ったことを教えないかと不安だ」が33.3%から44.3%にそれぞれ急増。「同和教育を中核とする人権教育」を標榜する県教委責任重大!

(2) 新潟市教委調査(20年3月実施)：県教委調査と同内容で実施

- ① 総じて、県教委06年調査とほぼ同等の意識状況。人権教育不在露呈
- ② 県人口の3分の1を要する政令市実態は全県に悪影響拡散

2 自民党県連「新潟県いじめ等の対策に関する条例案」(別紙2)について

1) 経過：12月県議会成立めざし11月17日までパブコメ募集中

2) 問題点：子どもの人権及び保護の観点の欠落

規範意識の刷り込み主眼

既存のいじめ対策や子どもの保護を旨とする諸法令との整合性欠落

真の目的は教育や子どもに関わる情報収集と商業利用

※金沢大学の石川多加子さん(憲法学)のご指摘による

- 3) 対応策：**教育をよくする新潟県民会議**で**県教委に要請書提出(11月12日)**(別紙3)
日教組にとりくみの全国展開求めるとともに、日政連県議の協力による議会
対策講ずる

3 高校入試における新型コロナウイルス対策について

- 1) ポイント：教職員が安全に、かつ、安心して入試業務に従事できる環境確立
- 2) 経過：10.27 県教委、選抜要項及び改訂点公表
10.29 文科省、大学入試選抜におけるコロナ対策ガイドライン公表
11.6 県教委折衝「現時点では、健康チェックのために試験時間を30分遅らせた。
今後の感染推移等踏まえ、必要な指示を適宜発する予定」と回答
- 3) とりくみ：要請書提出、折衝・交渉実施
- ・給特法遵守(事前及び当日受付や採点等による時間外勤務実態放置)
 - ・労安法遵守(感染高リスク者への具体的配慮、感染防止の具体策)
 - ・入試業務負担の平準化(学校間及び同一校内)
 - ・緊急事態時の対応等(定員内の応募者数ならば入試中止で全入等)

4 その他

- 1) 高校再編：「将来構想」該当校に対する十分な支援→高田南城通信制「通学コース」
学級減による過員処理→21年度募集計画「16学級減」(別紙4)
小規模校に対する具体的支援策→適正規模未満4割
- 2) 燕市教育長問題：戦争容認文書→杜撰な聞き取り
恣意的な割愛人事→県セン隠し、市立3校割愛教員より「不公平！」
- 3) 新学習指導要領：完全実施(2022年)に向けた環境整備→新科目対応等
- 4) 教育予算：大緊縮財政→既存事業の点検による不要不急な事業の廃止
必要な人員配置→小規模校への重点支援、代替職員の確保
- 5) インクルーシブ教育：通級による指導→現行4校、今後の拡大見通し
- 6) 進路保障：就職支援及び内定状況→10月末内定率64%(前年比6%減、地域格差)
公正採用選考→実態の報告状況(人権侵害相当の重大事案報告も有)
進学支援の状況→年度初の臨時休業の影響回復状況？

以上

(別紙 1)

2020年11月10日

部落解放同盟新潟県連合会
執行委員長 長谷川 均 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 吉田 裕史

県立村松高等学校事案に関する件について(第1報)

日頃より、本県の人権・「同和」教育の発展に対するご尽力に敬意を表します。さて、11月4日にお知らせした標記の件について、下記によりご報告いたします。

記

1 概要

村松高校では2020年度の人権・「同和」教育の一環として、11月18日に全校生徒対象の講演会(講師:黒田隆史弁護士、演題「みんなちがってみんないい 性的マイノリティの人権」)を予定している。その事前学習として、同2日と4日の2日間で全校6クラス(各学年2クラス)がクラス毎にDVD教材「あなたがあなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」(法務省配信)を視聴して、その内容についてワークシート(DVD添付の「指導の手引き」に収録されたアンケート)を記入し、提出することとしていた。

11月2日、6限(14:00~14:45)にDVDを視聴した2年2組で、授業担当者(担任)が生徒にアンケート回答をさせて回収した。その後、担任は清掃監督や保護者面談の校務に従事し、17時頃回収アンケートの整理と点検を行っていたところ、男子生徒1名のアンケート用紙に「普通の人とは違うという恐怖感。友達が性別の蝦多、非人状態って言った」との記述を見つけた。誤字もあるが、差別的な内容だと考えて、担任は教務室にいた教頭と人権同和教育推進委員長に報告した。

※アンケートの具体的な設問と生徒の回答

設問:〈自分が性的マイノリティである〉と自覚している人は、どんな不安を抱えていると思いますか?

回答:普通の人とは違うという恐怖感。友達が性別の蝦多、非人状態って言った。

2 学校の対応

- 1) 報告を受けた教頭は、校外出張中の校長に連絡・報告して指示を仰いだ。校長から教頭に対して「すぐに県教委に一報を入れること」「アンケートを書いた生徒の自宅に電話して、当該の生徒に指導と聞き取りを行うこと」等の指示が伝えられた。
- 2) 教頭の指示を受けた担任は同日17時半頃生徒自宅に電話したところ当該の生徒が出たことから、①えた・ひにん等の言葉は差別語であり、これにより傷付く人たちがいること、②使ってはいけない言葉であり、他にも使っている人たちがいたら注意してほしいこと、③詳しいことは、祝日明けの11月4日の登校時に教えてほしいこと—などを話した。生徒は「わかりました」と答えた。
- 3) 加えて、電話の際に担任が「アンケートにあった『友達』とは誰のことか?」と質問すると、生徒から「県外在住の親の知人(あるいは知人の知人?)。その『友達』は性的マイノリティ当事者で、自分自身を『性別の蝦多、非人状態』と表現していて、それを記憶していたことからアンケートに書いた。友人との会話の中でそのような言葉・表現を使ったことは1度もない」と説明した。
- 4) 11月4日に校長から「人権教育講演会事前学習のDVD視聴の生徒アンケートで、不適切な差別語の記載があった。県教委に報告するとともに、校内でしっかり調査・指導を行っていく」と説明があった。
- 5) 11月4日の昼休み、当該の生徒に対して、教頭、人権同和教育推進委員長、授業担当者(担

任)の3人で聞き取りと指導を行った。

○生徒からの聞き取り内容：

概略は前記の電話内容とほぼ同じだった。「友達」は「母の知人」ではなく「県外の父の実家に行った際、現地で知り合った2人の女性で、1人が両性愛者、もう1人は同性愛者。彼女たちの会話の中で『性別の蝦多、非人状態』という言葉が出てきた」とのことだった。

○生徒への指導内容：

1年次の同和教育授業でも学んだように、かつて理由もなく差別されてきた人々がいた。その人々を指す差別語があり、この言葉が使われるだけでその人々を大変傷つける。そもそも、性的マイノリティの人々と差別されてきた人々はその歴史も背景も立場も異なる。単に「少数者」を表現するのに差別語を使うこと自体が誤っていること等を指導した。

生徒は指導を受け入れるとともに、自分自身は校内の同級生との会話でこのような表現を使ったことは1度もなく、他の生徒が使っていることを見聞きしたこともないとのことだった。

3 本部「同和」教育推進委員会による分会聞き取り及び分会への要請

本部は分会から11月2日に「差別事件が起こったようだ。詳細は祝日明けに報告する」との連絡を受けた。同4日に分会から電話等で概要報告があり、同6日に本部及び「同和」教育推進委員会が分会から聞き取りを実施することとした。

1) 村松高校の2020年度人権・「同和」教育研修・指導計画

(1) 教員対象

①校外研修への積極的参加と研修内容の共有

- ・ 県教委主催の研修会(年3回)
- ・ 外部団体主催の研修会(越佐にんげん学校、人権展、就職差別撤廃集会、各種研究集会等)

②外部講師による講演

- ・ スマートフォン、SNSの危険とトラブル防止(新入生保護者も対象)
- ・ 刑を終えて出所した人等の人権(生徒講演会と兼ねる)

(2) 生徒対象

①各教科を通じた人権・「同和」教育

地歴公民、家庭、保健等の授業

②HR等における指導

- (1年)スマホトラブル、デートDV、性と命の大切さに係る学習等
- (2年)性と命の大切さに係る学習等
- (3年)進路保障(公正採用)に係る学習等

③全校一斉「同和」教育授業・講演等

- ・ 授業：(1年)部落差別 (2年)就職差別 (3年)結婚差別

12月4日～10日を「人権教育強調週間」と位置付けて展開

「生きるⅢ・Ⅳ・Ⅴ」をベースにワークシートなど作成

- ・ 講演：『刑を終えて出所した人等の人権』（外部講師）

2) 本部・「同和」教育推進委員会から分会への要請

今事案に対して、今後の確認会等を踏まえ、以下の留意点を伝える。

①生徒の学習歴を丁寧に聞き取ること

- ・ 「えた・非人」という言葉をその2人の女性が使う前から知っていたのか？
- ・ 「知っていた」ならば、いつ・どこで知ったのか？
- ・ その言葉に対してどのような認識を持っていたのか？

②教職員集団としての認識を確認すること

- ・ この記述を発見した担当者、その後に伝え聞いた管理職を含む全教職員は、どのような点で「差別」だと考えているのか？

新潟県いじめ等の対策に関する条例（案）

本県に暮らす児童等の未来は、光り輝くものであってほしい。

このことは、いじめ等の問題に関する報道が本県の内外で繰り返される度に、県民誰もが強く願うことであり、児童等が光り輝く未来を享受するためには、社会全体でいじめ等の問題に取り組む必要があることはいうまでもない。

ここに、私たちは、児童等が健やかに成長することができる環境づくりを進めるため、県、市町村、学校の設置者、学校及び学校の教職員、保護者、児童等並びに県民及び事業者が一丸となって、社会全体でいじめ等の対策を推進することを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、いじめ及びいじめ類似行為（以下「いじめ等」という。）の未然防止、いじめ等の早期発見、いじめ等に対する迅速かつ適切な対応並びにいじめ等の再発防止の対策（以下「いじめ等の対策」という。）に関し、基本理念を定め、県等の責務を明らかにするとともに、いじめ等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めることにより、もって児童等が健やかに成長することのできる環境の整備に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

3 この条例において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第3条 いじめ等の対策は、いじめ等が全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことにより、健やかに成長することができるよう、学校の内外を問わずいじめ等が行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめ等の対策は、全ての児童等がいじめ等を行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめ等を認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめ等が児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめ等の問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめ等の対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、学校の設置者、学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者の連携の下、いじめ等の問題を克服することを目指して行われなければならない。

4 いじめ等の対策は、児童等の規範意識が養われるとともに、児童等が当該対策の当事者としての自覚を持ち、主体的かつ積極的に行動することができるように育まれることを旨として行われなければならない。

5 いじめ等の対策は、いじめを受けた児童等の心情を尊重した対応及びその保護者に対する必要な支援並びにいじめ等を行った児童等に対する指導及びその保護者に対する必要な助言を適切かつ迅速に行われることを旨として行われなければならない。

(いじめ等の禁止)

第4条 児童等は、いじめ等を行ってはならない。

(県の責務並びに市町村への支援及び協力)

第5条 県は、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめ等の対策に関し、市町村その他の関係者と連携を図りつつ、本県の実情に応じた施策を実施する責務を有する。

2 県は、市町村が実施するいじめ等の対策について、必要な支援及び協力を行うものとする。

(学校の設置者の責務)

第6条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめ等の対策について、自らが率先して実施すべき立場にあることを踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

(学校及び学校の教職員の責務)

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体で、いじめ等の対策を推進するとともに、当該学校に在籍する児童等へのいじめ等があったと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するものとする。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童等がいじめ等を行うことのないよう、当該児童等に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童等がいじめを受けた場合は、適切に当該児童等をいじめから保護するとともに、その保護する児童等が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力するものとする。

3 保護者は、県、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ等の対策に協力するものとする。

(児童等の役割)

第9条 児童等は、基本理念にのっとり、自らを大切にし、一人一人の違いを理解し、及び互いを尊重するとともに、その発達段階に応じて、インターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 児童等は、基本理念にのっとり、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者に相談するよう努めるものとする。

(県民及び事業者の協力)

第10条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策を推進することが児童等が健やかに成長することのできる環境の整備に資することに理解を深め、その居住する又は事業を行う地域において、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者への情報の提供その他必要な配慮を行うよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、いじめ等の対策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(いじめ等の未然防止に資する取組の推進等)

第12条 県は、児童等自らがいじめ等に関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組、児童等が互いに良好な関係を築くことができる取組その他のいじめ等の未然防止に資する取組を推進するものとする。

2 県は、いじめ等の早期発見、発見したいじめ等への迅速かつ適切な対応等に資する環境の整備を図るものとする。

3 県は、いじめに起因して不登校になっている児童等について、当該児童等の心身の状況に応じて、学習活動等の場の確保、相談その他の支援に資する環境の整備を図るものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめ等の未然防止等)

第13条 県は、市町村その他の関係者と連携し、スマートフォンその他の携帯電話端末等によりソーシャルネットワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるいじめ等の未然防止に資するため、児童等に対するインターネットの適切な利用に関する教育及び保護者への啓発活動を行うものとする。

2 県は、市町村その他の関係者と連携し、スマートフォンその他の携帯電話端末等によりソーシャルネットワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるいじめ類似行為の早期発見に資する体制の整備を図るものとする。

(人材の確保及び資質の向上)

第14条 県は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめ等を行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめ等の対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修等を通じた学校の教職員の資質の向上、学校におけるいじめ等の対策の推進に資する体制の充実、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーその他の心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって、いじめ等の対策を含む教育相談に応じるもの及びいじめ等への対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保並びに適切な配置その他必要な取組を推進するものとする。

(情報の共有、検証、調査研究等)

第15条 県は、市町村その他の関係者と連携し、それらの保有するいじめ等の対策に資する情報の共有、いじめ等の対策の実施の状況の検証及びいじめ等の対策の効果的な実施に資する調査研究を行うとともに、それらの成果を普及するものとする。

(社会全体による対策の推進)

第16条 県は、社会全体でいじめ等の対策を推進するため、いじめ等が児童等の心身に及ぼす影響、いじめ等を防止することの重要性、いじめ等に係る相談制度及び救済制度等について、県民の関心と理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(別紙3)

2020年11月12日

新潟県教育委員会
教育長 稲荷 善之 様

教育をよくする新潟県民会議
共同代表 横山由美子
土田志津子
岡島 祐次
吉田 裕史

「新潟県いじめ等の対策に関する条例(案)」に関する要請書

日頃より本県教育の発展にご尽力いただいていることに敬意を表します。

さて、新潟県議会自由民主党議員団は県議会 12 月県議会で制定を検討しているとして、10 月 19 日から 11 月 17 日までの間、標記条例案の意見募集を行っています。私たちが条例案を精読したところ多くの問題点を認めることとなりました。この条例が成立することとなれば、現行の法体系との整合性や貴委員会によるいじめ対策にも様々な影響が出てくることが危惧されます。

同様の条例については、すでに制定済みの自治体もあるようですが、「いじめ根絶」よりも「規範意識」の刷り込みに重きがおかれ、すべての子どもたちは保護されるべき対象であることを棚上げするとともに、憲法や教基法、子どもの権利条約にも抵触する内容であることは非常に問題です。

つきましては、以下にこの条例案の問題と思われることを指摘した上で、貴委員会におかれましても、今後県議会に上程される可能性のある条例案に対して適切に対応されることを強く要請します。

記

1 条例案全体を通した問題点

- ①「等」の文字が広範囲に入り、この内容から逸脱拡大して適用される恐れがある。換言すれば、「具体性を欠く」ということ。
- ②子ども(児童生徒)に対する「保護」の観点が見えない。また、一カ所たりとも「人権」「権利」の文言が見当たらないことから、被害者や加害者、またその周囲を含めて、人権を守ろうという発想に欠けた重大な問題をはらんだ内容と言わざるをえない。
- ③「(基本理念)第3条」にあるように、「いじめをなくす」「いじめに対応する」ことが目的ではなく、「児童等の規範意識」の養成、「当該対策の当事者としての自覚」を持たせ、「行動することができる」ように「育まれる」ことが旨とある。つまり、いじめの根絶が目的と言う

より「そのために子どもたちを大人の考えるようにきまりを守り、行動させるように育てる」ことが目的の条例だと言いつつ、これまでのいじめに対するとりくみと考えにそぐわない。関係した児童等の保護や人権への配慮が全くなく、「支援」さらには「指導」と言いつつ、ことからも明らかである。

- ④全体として範囲が広がりすぎて、解釈しだいによってはどこまでも手を突っ込める内容であることに加えて、「附則」でも無制限に「必要な措置を講ずる」とあり、制限なく暴走する恐れもある。また、「即日施行」では、具体的な対策を取ると言いつつ具体を考える時間もなく、公布の瞬間に条例違反の事態も生じかねない。内容が曖昧なことも含めて憲法の罪刑法定主義にすら反する。
- ⑤これまでのいじめ、学校に関してのとりくみ、積み重ねとの関係が不明。条例ができることで新たな方針の一つになるのかについてその関連がどこにも書いておらずわからない。「即日施行」ですべてが変わるような物騒な条例案になっている。これまでのことを継承するのかなど、多くの疑問がある。

2 各条文の問題点

- ①前文：「光り輝く」というのはきれいな表現だが、意味はない。あくまでも子どもたちの未来は、きちんと保護され、自ら考え、意見を表明し、将来を選べる環境に、安心して身をおける、ことで得られる。このことを確認しない前文は空虚である。
- ②第 2 条：学校を定義づけているが、そもそもいじめは学校だけで起きるのではなく、大人社会がいじめをなくす主体として取り組まなければならない。また、いじめをなくす営みは高校で終わる話でもない。2022 年からは 18 歳から成人であり、この点から見ても大人におけるいじめ根絶を、広く人権問題として意識し、共有する必要がある。
- ③第 3 条 1：いじめをなくす目的が「学習に取り組む」「健やかに成長する」ためとしている。子どもの権利保障、保護こそ最重要であるとの視点がない。
- ④第 3 条 2：児童等に「理解しろ」と命ずるような内容となっている。
- ⑤第 3 条 4：児童等の主体性をまったく考えていない。
- ⑥第 4 条：「児童等はいじめを行ってはならない」について、児童は法的責任を負う主体なのか疑問。それ以前に保護の対象ではないのか。現実として「いじめはいけない」ということを子どもたちもわかっているはずであり、いじめをさせない、引き起こさせない環境を大人が作るという内容でないと、現在の様々な法体系とまったく整合性がとれず、法に抵触する恐れがある。
- ⑦第 8 条：保護者に規範意識を教育することを求めているが(しかもインターネットの扱いも)、憲法第 19 条の思想・信条の自由や子どもの権利条約第 5 条を逸脱し、第 16 条にも反する恐れがある。
- ⑧第 9 条 1：言われるまでもない子どもの権利が並んでいるが、「基本理念に則り」とあり、こちらが優先されている。つまり「規範意識」が一人一人の権利に先立つこととなる。い

いわゆる「公共の福祉」の概念は、前提として「個人の権利、人権」を守るために考えるものであり、この考え方もずれている疑いがある。

- ⑨第 9 条 2：「傍観」がいじめの助長そのものにつながることはかねてから言われているが、条例に書くことは、自らの身を守るために言えない児童等に負担を強いるものであり、子どもに押し付けて良いものなのか疑問。
- ⑩第 10 条：「事業者」とは何を指すのかわからない。県民でも、学校でも、設置者でも、子どもでもない、この条例で責任を負う「事業者」の範囲が不明確。
- ⑪第 15 条：「その他の関係者」の範囲がわからないまま情報共有をうたうが、個人情報保護を危うくする内容となっている。
- ⑫第 16 条：「相談」「救済」の充実をはかるべきことが県の使命であるはずであり、広報、啓発が県の使命ではないはず。また、子どもに対して救済以前の「保護」はどうなるのか見えない。
- ⑬その他：条例は法律の範囲を超えられないし、超えれば違法である。そもそもこの条例案は、憲法 19 条、31 条、32 条に違反する疑いがあり、子どもの権利条約前文、5 条、12 条、16 条ともずれていると言わざるをえない。

募集学級数とクラス数の推移

2020/10/9定数教財部作成
定時制4年次の学級数は見込み集計

別紙4

支部	学校名	募集学級数				学級数			
		2020	2021	2022	2023	2020	2021	2022	2023
東新潟支部	新潟南	9	9	9	9	27	27	27	27
	新潟江南	7	7	7	7	23	22	21	21
	新潟東	7	7	7	7	21	21	21	21
	新潟北	5	5	5	5	15	15	15	15
	新潟向陽	5	5	5	5	17	16	15	15
	豊栄	2	2	2	2	8	7	6	6
	万代	6	6	6	6	18	18	18	18
	明鏡	4	4	4	4	15	15	15	15
	高志中等	3	3	3	3	18	18	18	18
	西新潟支部	新潟	9	9	9	9	27	27	27
新潟中央		9	9	9	9	27	27	27	27
新潟西		7	7	7	7	23	22	21	21
新潟工業		8	8	8	8	24	24	24	24
新潟商業		8	8	8	8	26	25	24	24
新潟潟江		1	1	1	1	6	5	4	4
巻		7	7	7	7	21	21	21	21
巻総合		5	5	5	5	15	15	15	15
新発田・村上支部		新発田	7	7	7	7	21	21	21
	西新発田	2	2	2	2	7	7	7	7
	新発田南	8	8	8	8	24	24	24	24
	新発田農業	4	4	4	4	12	12	12	12
	新発田商業	4	4	4	3	12	12	12	11
	村上	4	4	4	4	12	12	12	12
	村上桜ヶ丘	4	4	4	4	12	12	12	12
	荒川	1	1	1	1	6	5	4	4
	中条	3	2	2	2	9	8	7	6
	村上中等	2	2	2	2	12	12	12	12
新津支部	豊浦	/	/	/	/	1	/	/	/
	新津	6	6	6	6	20	19	18	18
	新津工業	4	4	4	4	12	12	12	12
	新津南	4	4	4	4	12	12	12	12
	白根	2	2	2	2	6	6	6	6
	五泉	5	5	5	5	15	15	15	15
	村松	2	2	2	2	6	6	6	6
	阿賀野	3	3	2	2	9	9	8	7
	阿賀黎明	2	1	1	1	6	5	4	3
県央支部	三条	6	6	6	6	18	18	18	18
	三条東	6	5	6	6	18	17	17	17
	新潟県央工業	4	4	4	4	12	12	12	12
	三条商業	4	4	4	3	12	12	12	11
	加茂	4	4	4	4	12	12	12	12
	加茂農林	5	4	4	4	15	14	13	12
	吉田	3	2	2	2	9	8	7	6
	分水	2	2	2	2	6	6	6	6
	燕中等	2	2	2	2	12	12	12	12

支部	学校名	募集学級数				学級数			
		2020	2021	2022	2023	2020	2021	2022	2023
長岡支部	長岡	8	8	8	8	24	24	24	24
	長岡大手	7	6	7	7	21	20	20	20
	長岡向陵	5	5	6	5	17	16	16	16
	長岡明德	4	4	4	4	15	15	15	15
	長岡農業	4	3	4	4	12	11	11	11
	長岡工業	6	5	5	5	18	17	16	15
	長岡商業	5	4	4	4	15	14	13	12
	見附	3	3	3	3	9	9	9	9
	正徳館	1	1	1	1	3	3	3	3
	栃尾	2	2	2	2	8	7	6	6
魚沼支部	小千谷	5	5	5	5	15	15	15	15
	小千谷西	4	4	4	4	12	12	12	12
	堀之内	2	2	2	2	7	7	7	7
	小出	4	4	4	4	12	12	12	12
	国際情報	4	4	4	3	12	12	12	11
	六日町	5	5	5	5	15	15	15	15
	八海	2	2	2	2	7	6	6	6
	塩沢商工	3	3	3	3	9	9	9	9
	十日町	6	5	6	5	18	17	17	16
	松之山分校	1	1	1	/	3	3	3	2
柏崎支部	十日町定時制	1	1	1	1	4	4	4	4
	十日町総合	4	4	4	4	13	12	12	12
	松代	2	1	1	1	6	5	4	3
	津南中等	2	2	2	2	12	12	12	12
	柏崎	5	5	5	5	15	15	15	15
	柏崎常盤	3	2	3	3	9	8	8	8
	柏崎総合	3	3	3	3	10	9	9	9
	柏崎工業	4	3	3	3	12	11	10	9
	出雲崎	1	1	1	1	6	5	4	4
	柏崎翔洋中等	2	2	2	2	12	12	12	12
上越支部	高田	6	6	6	6	18	18	18	18
	安塚分校	1	1	/	/	3	3	2	1
	高田北城	6	6	6	6	18	18	18	18
	高田南城	2	2	2	2	7	7	7	7
	高田農業	4	4	4	4	12	12	12	12
	上越総合技術	5	5	5	5	15	15	15	15
	高田商業	3	3	4	3	9	9	10	10
	新井	4	3	4	4	12	11	11	11
	有恒	1	1	1	1	5	4	3	3
	直江津中等	3	3	3	3	18	17	16	15
佐渡支部	久比岐	1	1	1	1	5	4	3	3
	糸魚川	4	3	4	4	13	11	11	11
	糸魚川白嶺	3	3	3	3	9	9	9	9
	海洋	2	2	2	2	6	6	6	6
	佐渡	5	4	5	5	15	14	14	14
	相川分校	1	1	1	1	4	4	4	4
	羽茂	1	1	1	1	5	4	3	3
	佐渡中等	2	2	2	1	11	10	9	8
	佐渡総合	3	3	3	3	9	9	9	9
	合計	370	354	362	354	1204	1167	1143	1126
	-16	-16	8	-8	-51	-38	-24	-16	

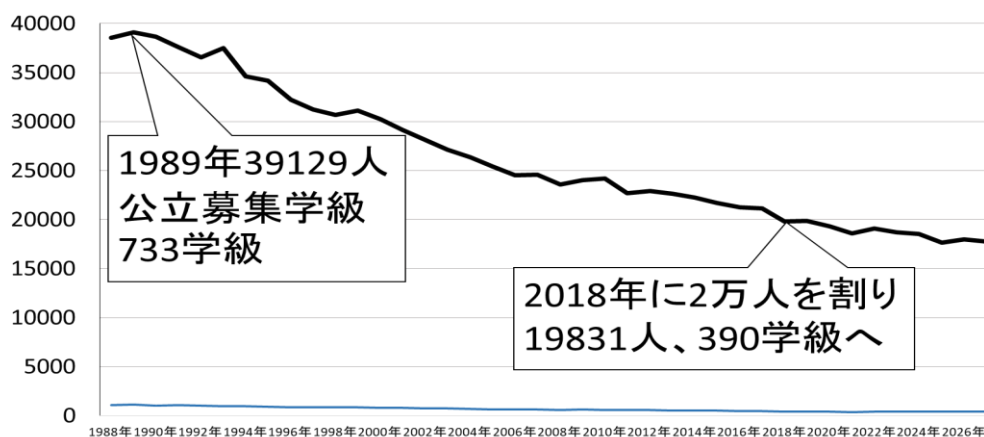
※2020.10.8県議会総務文教委員会資料

※学級数のゴシック体は増・減となる見込み

※新潟北は5学級募集を4に「学級調整」

募集学級課題（支分代資料 20201114）

1. 生徒減の状況



年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
中学卒業業者数	19148	18343	18885	18443	18450	17932	18176	17578
増減	-568	-805	+542	-442	+7	-518	+244	-598

2. 県立高校

校の将来構想（2018～2027）で示されていた再編概要

エリア	2018～2022	2023～2027
下越	<ul style="list-style-type: none"> 西新発田高校を「柔軟な学びを可能とする高校」に改組(2018) 新発田南豊浦分校を募集停止(2018) 普通科系の高校を総合選択制の高校に改組 メディカルコース設置 	<ul style="list-style-type: none"> 普通科系の高校と総合学科の高校を「統合」し総合選択制の高校を設置 専門学科系の高校を「統合」し学科総合型の産業高校を設置
新潟、県央	<ul style="list-style-type: none"> 阿賀黎明中学を募集停止(2018) 普通科系の高校を柔軟な学びを可能とする高校に改組するとともに通信制課程設置 普通科系の高校を「統合」し総合選択制の高校を設置 普通科系の高校と専門学科の高校を「統合」し専門分野を探究する高校を設置 メディカルコース設置 	<ul style="list-style-type: none"> 普通科系の高校を「統合」し総合選択制の高校を設置 普通科系の高校と総合学科の高校を「統合」し総合選択制の高校を設置 専門学科系の高校を「統合」し学科総合型の産業高校を設置
中越	<ul style="list-style-type: none"> 普通科系の高校を「統合」し大学進学を重視した学究型の高校を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 普通科系の高校と総合学科の高校を「統合」し、総合選択制の高校を設置
魚沼	<ul style="list-style-type: none"> 普通科系の高校を「統合」し総合選択制の高校を設置 普通科系の高校を柔軟な学びを可能とする高校に改組 	<ul style="list-style-type: none"> 普通科系の高校を総合選択制の高校に改組
上越	<ul style="list-style-type: none"> 上越総合技術高校の学科を改編する(2018) 普通科系の高校と総合学科の高校を「統合」し総合選択制の高校を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 専門学科の高校を「統合」し学科総合型の産業高校を設置
佐渡		<ul style="list-style-type: none"> 普通科系の高校を「統合」し大学進学を重視した学究型の高校を設置

2019年度教職員人数（県教委：令和元年5月1日現在学校基本調査による）

支部	学校名	学級数	教諭	(休職者)	常勤講師	配当定数	非常勤講師
東新潟支部	新潟南	27	65	0	2	67	8
	新潟江南	24	58	1	1	58	8
	新潟東	22	49	0	0	49	16
	新潟北	17	40	0	1	41	9
	新潟向陽	19	43	1	2	44	8
	豊栄	10	26	0	2	28	9
	万代	18	52	1	3	54	9
	明鏡	15	41	1	3	43	18
	高志中等	18	42	0	1	43	13
西新潟支部	新潟	27	63	0	1	64	7
	新潟中央	28	68	3	5	70	57
	新潟西	24	57	0	1	58	6
	新潟工業	24	67	0	1	68	9
	新潟商業	27	68	2	5	71	13
	新潟翠江	7	19	0	1	20	16
	巻	22	49	0	2	51	21
	巻総合	15	45	0	1	46	9
新発田・村上支部	新発田	21	45	0	1	46	11
	西新発田	8	20	1	2	21	6
	新発田南	24	61	1	1	61	6
	新発田農業	12	31	1	0	30	3
	新発田商業	13	31	1	1	31	11
	村上	12	27	0	0	27	10
	村上桜ヶ丘	12	36	1	2	37	8
	荒川	7	21	1	2	22	6
	中条	10	25	1	2	26	10
	村上中等	12	29	0	0	29	12
新津支部	豊浦	2	4	0	0	4	4
	新津	21	48	0	1	49	6
	新津工業	12	32	0	0	32	14
	新津南	13	30	1	0	29	8
	白根	6	13	0	0	13	10
	五泉	16	43	0	0	43	8
	村松	7	14	0	1	15	7
県央支部	阿賀野	9	19	0	1	20	6
	阿賀黎明	6	19	2	4	21	3
	三条	19	39	1	2	40	12
	三条東	19	41	1	3	43	7
	新潟県央工業	12	34	0	1	35	6
	三条商業	13	30	1	2	31	14
	加茂	13	27	0	2	29	9
	加茂農林	15	38	1	5	42	10
	吉田	10	28	1	1	28	11
佐渡支部	分水	6	13	0	1	14	12
	燕中等	12	30	1	0	29	7
	佐渡	15	36	1	4	39	6
	相川分校	4	8	0	0	8	6
上越支部	羽茂	6	16	0	1	17	5
	佐渡中等	12	27	1	5	31	6
	佐渡総合	9	23	0	4	27	6
	高田	19	43	0	4	47	9
	安塚分校	3	8	0	1	9	5
	高田北城	19	47	0	4	51	9
	高田南城	7	21	1	2	22	8
高田農業	12	30	1	3	32	9	
上越総合技術	16	46	0	7	53	6	
高田商業	10	25	0	2	27	9	
新井	12	35	1	4	38	8	
有恒	6	14	0	2	16	9	
直江津中等	18	39	0	3	42	13	
久比岐	7	17	0	1	18	6	
糸魚川	14	33	0	2	35	5	
糸魚川白嶺	9	29	0	2	31	8	
海洋	6	19	0	5	24	13	
合計		1258	3110	48	176	3238	849

休職者数は休職と育休の計（再掲）

配当定数＝教諭－（休職者）＋常勤講師

支部	学校名	学級数	教諭	(休職者)	常勤講師	配当定数	非常勤講師
長岡支部	長岡	24	55	0	1	56	9
	長岡大手	21	48	0	1	49	7
	長岡向陵	18	38	0	1	39	8
	長岡明德	15	43	2	2	43	11
	長岡農業	12	32	1	2	33	6
	長岡工業	18	46	1	3	48	9
	長岡商業	16	40	0	0	40	5
	見附	10	25	2	2	25	6
	正徳館	3	9	0	0	9	8
	栃尾	9	31	0	1	32	6
魚沼支部	小千谷	16	37	1	1	37	5
	小千谷西	12	35	0	1	36	8
	堀之内	9	24	0	0	24	6
	小出	12	22	0	2	24	9
	国際情報	12	34	1	6	39	8
	六日町	16	32	1	3	34	13
	八海	8	23	0	3	26	7
	塩沢商工	10	24	0	0	24	11
	十日町	19	38	1	5	42	11
	松之山分校	3	7	0	0	7	5
	十日町定時制	4	6	0	0	6	3
十日町総合	14	40	1	2	41	8	
柏崎支部	松代	6	16	1	1	16	11
	津南中等	12	28	1	2	29	11
	柏崎	15	39	0	3	42	5
	柏崎常盤	10	22	1	3	24	7
	柏崎総合	11	34	1	1	34	3
	柏崎工業	14	36	0	2	38	10
上越支部	出雲崎	7	22	1	2	23	6
	柏崎翔洋中等	12	28	2	3	29	8
	高田	19	43	0	4	47	9
	安塚分校	3	8	0	1	9	5
佐渡支部	高田北城	19	47	0	4	51	9
	高田南城	7	21	1	2	22	8
	高田農業	12	30	1	3	32	9
	上越総合技術	16	46	0	7	53	6
	高田商業	10	25	0	2	27	9
	新井	12	35	1	4	38	8
	有恒	6	14	0	2	16	9
	直江津中等	18	39	0	3	42	13
	久比岐	7	17	0	1	18	6
	糸魚川	14	33	0	2	35	5
糸魚川白嶺	9	29	0	2	31	8	
海洋	6	19	0	5	24	13	
佐渡支部	佐渡	15	36	1	4	39	6
	相川分校	4	8	0	0	8	6
	羽茂	6	16	0	1	17	5
	佐渡中等	12	27	1	5	31	6
佐渡総合	9	23	0	4	27	6	
合計		1258	3110	48	176	3238	849